

愛南町職員の懲戒処分について

プレスリリース愛総発第 21 号
令和 7 年 12 月 17 日
愛南町役場 総務課

次のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

1 被処分者 一本松温泉あけぼの荘 職員
(女性 50 歳代 会計年度任用職員 在職年数 1 年 5 ヶ月)

2 処分発令日 令和 7 年 12 月 17 日

3 処分内容 減給 1/10・1 ヶ月

4 概要

令和 7 年 9 月 26 日までに更新手続を行う必要があった自動車運転免許証について、同年 10 月 6 日に失効していることに本人が気づきました。同日、本人は指定休であったため、速やかに更新手続をする必要があると考え、私用車を自ら運転して愛南警察署に出向いたところ、無免許運転に当たることを指摘され、警察から免許取消の行政処分を受けたものです。なお、免許失効期間中における公用車の運転はありません。

5 再発防止等

職員向けに通知を発出し、管理職を通じて全職員に対し、自動車運転免許証の有効期限管理と更新の徹底を周知いたしました。今後は職員一人ひとりが法令遵守の意識を高め、再発防止に全力で取り組んでまいります。

◇中村維伯町長の謝罪

このたび、本町職員が自動車運転免許証の更新手続きを失念し、免許失効後に私用車を運転したことが判明しました。町民の皆さまの信頼を損ねる事態となりましたことを、心よりお詫び申し上げます。

本件を受け、職員向けに通知を発出し、管理職を通じて全職員に対し、自動車運転免許証の有効期限管理と更新の徹底を周知いたしました。今後は職員一人ひとりが法令遵守の意識を高め、再発防止に全力で取り組んでまいります。

【お問い合わせ先】

総務課

課長 濱 哲也

課長補佐 近平 高宜

〒798-4196

愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2420

TEL0895-72-1211 FAX0895-72-1214